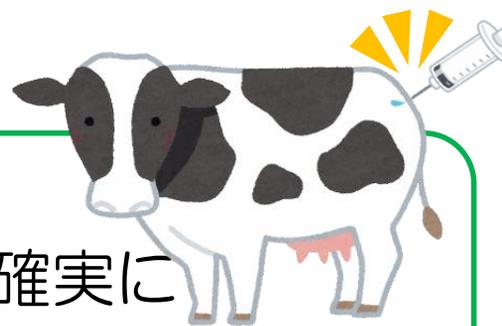


食肉への破損注射針の残留 にご注意ください！

令和6年1月下旬、道内で生産・肥育され、道外でと畜・加工された牛肉において流通後、消費者の調理段階で破損注射針の残留が判明する事案が発生しました。

本事案は、安全・安心な道産畜産物に対する信頼を大きく損ねるもので、改めて残留防止対策を徹底する必要があります。



【残留事故防止のポイント】

- 注射をする際は家畜の保定を確実に
- 曲がった注射針は使わない
- 注射針の破損を確認したら速やかに除去

【注射針が残ってしまったら（可能性も含め）】

- 注射部位にマークを付け、出荷時まで識別
- 出荷前に確認できるように記録を残す

【家畜の飼養者は…】

- 出荷先に注射針残留の情報を伝達
- 食肉衛生検査所に注射針残留の情報を伝達し、処理段階での注射針の除去の必要性を説明

北海道網走家畜保健衛生所

電話：(0157)36-0725（※休日・時間外は転送）